平成２２年（フ）第２６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触43番地、旧住所
長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触929番地
債務者　井手　信裕
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第４３７号
鹿児島県鹿児島市明和２丁目９番15号　ＳＫコーポ明和406号
債務者　葉棚　幸吉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
鹿児島県鹿児島市清水町15番７号
債務者　松岡百合子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
鹿児島県鹿児島市錦江町３番７号　錦江寮
債務者　下八重まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目３番31号　ディアスハイツ102号
債務者　葵　　政綱
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目15番５号
債務者　野口　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町15番５号　グリーンハイツ富山202号
債務者　山田　益生
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目15番13号
債務者　斉藤　美昭
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番15―406号
債務者　安樂　優子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町３丁目11番11―102号
債務者　落合　寿信
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
北海道小樽市オタモイ３丁目12番118号
債務者　阿部　照江
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４９６号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目３番42号、前住所
秋田市楢山金照町２番16号
債務者　鎌田サダ子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
秋田県能代市西通町10番20号
債務者　田村香代子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第９６号
岐阜県美濃加茂市西町４丁目129番地５
債務者　竹田　智美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第９９号
岐阜県可児市鳩吹台５丁目237番地
債務者　古賀　尚里
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７７号
滋賀県愛知郡愛荘町野々目205番地６
債務者　廣瀬貴志子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３９０号
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北305号室
債務者　山内　藍子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２９号
京都市下京区梅小路東町83番地２　イニシア梅小路公園513号
債務者　辻　　良平
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係